

請 願 ・ 陳 情 文 書

( 請 願 )

請願第 5 号

国民健康保険税の値上げの撤回を求める請願 ( 不採択 )

( 請願の趣旨 )

青森市は、国民健康保険税の値上げを決めた。

値上げを知った市民の中から、「収入はふえずに税金だけふえて、暮らしもままならない」との声がたくさん聞かれた。

青森市の資料「平成17年度現年分所得段階別滞納分析表 ( 旧青森市区域 )」によると、国保加入世帯の約33%が所得ゼロ円であり、全体の滞納件数の約33%を所得ゼロ円の階層が占めている。

憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、この精神のもとに国民健康保険制度がつくられたものである。国民健康保険税の未納によって資格証明書にさせられ、医療費10割負担になることから、値上げによってこの制度から市民を締め出すことになるのではと危惧している。

よって、下記事項について請願する。

( 請願事項 )

国民健康保険税の値上げを撤回すること

平成19年 6 月 1 日

請 願 者 青森市長島三丁目21 - 8  
青森民主商工会内  
青森市国保税の値上げに反対する会  
代表世話人 小 泉 重 年  
紹介議員 藤 原 浩 平

( 陳 情 )

陳情第 3 号

新幹線新青森駅南口改札口の設置に関する陳情 ( 採択 )

( 陳情の趣旨 )

平成22年度末開業予定の東北新幹線八戸 新青森間の工事も順調に進んでおり、新幹線新青森駅周辺では高架橋がその姿をあらわし、青森市民が長年待ち望んだ新幹線がいよいよ現実のものとなる喜びでいっぱいである。これもひとえに新幹線建設事業関係者の尽力によるものと深く感謝する。今後は一日でも早い開業に向けてさらなる事業進捗を望むものである。

さて先般、新幹線建設に伴う新青森駅舎改修に係る地元説明会において新幹線新青森駅舎内部のレイアウトについても概要が説明されたところであるが、その計画によると、新青森駅の改札口は東口の改札1カ所のみであると示されたところである。

通勤・通学・買い物客などの利用者が在来線を利用する場合、現在のJR奥羽本線新青森駅では南北

から直接乗りおりできるのに対し、新幹線開業後には、南北連絡通路を渡り、東口正面の在来線改札を  
通って戻るように大きく迂回することとなり、大変使いづらくなるなど、地元利用者の利便性低下が懸  
念されるところである。

新幹線新青森駅開業に伴い、多くの観光客やビジネス客などが訪れ、青森市を含め県全域が活性化し、  
経済や雇用面においても新幹線効果が見込まれると思うが、これと引きかえに、特に西部地区の住民  
が在来線を利用する際に、駅舎内の歩行距離を増大させることや新幹線利用の乗降客と合流させ、いた  
ずらに混雑を助長させることなどについては、著しく利便性を阻害することとなり絶対に看過できない。

以上のことから、下記事項について陳情する。

(陳情事項)

新幹線新青森駅に南口改札口の設置を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構へ働きかけるこ  
と

平成19年5月22日

陳 情 者 青森市中央一丁目22番25号  
青森市町会連合会  
会長 佐藤久雄

---

陳情第4号

生活保護夏季・冬季給付金等の復活と増額を求める陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市は、長年にわたって生活保護受給世帯に支給してきた夏季及び冬季の給付金並びに中学1年女  
子夏服支給の措置を、平成18年度において一方的に廃止した。

これらの給付金等は、金額的には決して十分ではないものの、受給世帯にとっては「お盆の線香代」  
「正月の餅代」等としてなくてはならないものであり、また、支給対象が生活保護世帯であるという点  
で、それは憲法第25条が保障する生存権に基づく給付と言うべきものである。

憲法第25条第1項は、国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、同条第2項  
は、国民のすべての生活部面において、その向上や増進に努めることを国や行政の使命だとしている。  
そして、生存権が基本的人権だと言われるのは、その権利に基づくもろもろの制度や措置が、時々  
の市長や行政の思惑や予算事情などによって安直に廃止したり改悪することが許されないからである。  
今回の青森市の給付金等廃止の措置は、生存権を保障した憲法第25条に明らかに抵触する違憲不法な  
ものである。

また、この給付金の措置は、今から39年前に、青森生活と健康を守る会(以下「守る会」という)と  
青森市長の合意に基づいて創設されたものであるから、それを廃止する場合は、行政の道義として守  
る会の同意を得るべきであったにもかかわらず、同意どころか事前の説明すら全くなく、受給対象者や議  
会に周知させる措置もとらないで一方的に廃止を強行したものであり、この点でも極めて不当で遺憾  
なものと言わざるを得ない。また、開始当時の給付金は当時の日給額であった。平成17年度の1人世帯給  
付金は3000円であるが、現在の最低賃金時給額から考えて、廃止ではなく増額されるべきものとする。

市長あての同趣旨の署名が851筆集まっている。私たちは、青森市が生活保護世帯に対する夏季・冬季

給付金と夏服支給の措置を復活し、さらに増額することを強く求め、陳情するものである。

(陳情事項)

生活保護受給世帯に対する夏季・冬季給付金を早急に復活すること

平成19年6月4日

陳 情 者 青森市長島三丁目17 - 6  
青森生活と健康を守る会  
会長 齋 藤 恵 子

---

陳情第5号

生活保護夏季・冬季給付金等の復活と増額を求める陳情(その2)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市は、長年にわたって生活保護受給世帯に支給してきた夏季及び冬季の給付金並びに中学1年女子夏服支給の措置を、平成18年度において一方的に廃止した。

これらの給付金等は、金額的には決して十分ではないものの、受給世帯にとっては「お盆の線香代」「正月の餅代」等としてなくてはならないものであり、また、支給対象が生活保護世帯であるという点で、それは憲法第25条が保障する生存権に基づく給付と言うべきものである。

憲法第25条第1項は、国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、同条第2項は、国民のすべての生活部面において、その向上や増進に努めることを国や行政の使命だとしている。そして、生存権が基本的人権だと言われるのは、その権利に基づくもろもろの制度や措置が、時々々の市長や行政の思惑や予算事情などによって安直に廃止したり改悪することが許されないからである。今回の青森市の給付金等廃止の措置は、生存権を保障した憲法第25条に明らかに抵触する違憲不法なものである。

また、この給付金の措置は、今から39年前に、青森生活と健康を守る会(以下「守る会」という)と青森市長の合意に基づいて創設されたものであるから、それを廃止する場合は、行政の道義として守る会の同意を得るべきであったにもかかわらず、同意どころか事前の説明すら全くなく、受給対象者や議会に周知させる措置もとらないで一方的に廃止を強行したものであり、この点でも極めて不当で遺憾なものと言わざるを得ない。また、開始当時の給付金は当時の日給額であった。平成17年度の1人世帯給付金は3000円であるが、現在の最低賃金時給額から考えて、廃止ではなく増額されるべきものとする。

市長あての同趣旨の署名が851筆集まっている。私たちは、青森市が生活保護世帯に対する夏季・冬季給付金と夏服支給の措置を復活し、さらに増額することを強く求め、陳情するものである。

(陳情事項)

生活保護夏季・冬季給付金の支給額を増額すること

平成19年6月4日

陳 情 者 青森市長島三丁目17 - 6  
青森生活と健康を守る会  
会長 齋 藤 恵 子

---

陳情第6号

生活保護夏季・冬季給付金等の復活と増額を求める陳情(その3)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市は、長年にわたって生活保護受給世帯に支給してきた夏季及び冬季の給付金並びに中学1年女子夏服支給の措置を、平成18年度において一方的に廃止した。

これらの給付金等は、金額的には決して十分ではないものの、受給世帯にとっては「お盆の線香代」「正月の餅代」等としてなくてはならないものであり、また、支給対象が生活保護世帯であるという点で、それは憲法第25条が保障する生存権に基づく給付と言うべきものである。

憲法第25条第1項は、国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、同条第2項は、国民のすべての生活部面において、その向上や増進に努めることを国や行政の使命だとしている。そして、生存権が基本的人権だと言われるのは、その権利に基づくもろもろの制度や措置が、時々々の市長や行政の思惑や予算事情などによって安直に廃止したり改悪することが許されないからである。今回の青森市の給付金等廃止の措置は、生存権を保障した憲法第25条に明らかに抵触する違憲不法なものである。

また、この給付金の措置は、今から39年前に、青森生活と健康を守る会(以下「守る会」という)と青森市長の合意に基づいて創設されたものであるから、それを廃止する場合は、行政の道義として守る会の同意を得るべきであったにもかかわらず、同意どころか事前の説明すら全くなく、受給対象者や議会に周知させる措置もとらないで一方的に廃止を強行したものであり、この点でも極めて不当で遺憾なものと言わざるを得ない。また、開始当時の給付金は当時の日給額であった。平成17年度の1人世帯給付金は3000円であるが、現在の最低賃金時給額から考えて、廃止ではなく増額されるべきものとする。

市長あての同趣旨の署名が851筆集まっている。私たちは、青森市が生活保護世帯に対する夏季・冬季給付金と夏服支給の措置を復活し、さらに増額することを強く求め、陳情するものである。

(陳情事項)

中学1年女子夏服支給の措置を復活すること

平成19年6月4日

陳 情 者 青森市長島三丁目17-6  
青森生活と健康を守る会  
会長 齋藤 恵子

---